

議第45号

三島市防災会議条例の一部を改正する条例案

三島市防災会議条例（昭和37年三島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号を次のように改める。

(6) 富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者

第3条第5項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 三島市消防団長

第3条第7項中「第5項第7号、第8号及び第9号」を「第5項第8号、第9号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士